

平成24年3月5日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 棚田 進

平成23年(イ)第343号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成24年1月16日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

同代表者代表取締役

同 訴 訟 代 理 人

アイフル株式会社

主 文

- 1 被告は、原告に対し、金3万7652円及びこれに対する平成13年10月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを100分し、その3を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。
- 4 この判決は、第2項を除き、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、金151万1067円及び内金101万5371円に対する平成23年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

- (1) 原告は、貸金業者である被告との間で、平成4年2月24日から、継続的に金銭消費貸借取引を行い、別紙計算書の「年」、「月」、「日」欄記載の各年月日に、同「貸付金」及び「支払金」の各欄記載の金額について、継続的に借入と弁済を繰り返してきた（以下「本件取引」という。）。
(2) 本件取引を、利息制限法（行為当時のもの。以下同じ。）所定の利率により引き直して計算すると、別紙計算書のとおり過払金が生じており、当該過払金について、原告は同額の損失を被り、被告は法律上の原因なくしてこれを利得している。
(3) 被告は、前項の利得について、民法704条の悪意の受益者である。
(4) よって、原告は、被告に対し、次の各金員の支払を求める。

ア 民法703条の不当利得返還請求権に基づく、本件取引によって生じた過払金101万5371円

イ 民法704条前段に基づく、本件取引によって生じた過払金に対し平成23年6月17日までに生じた利息49万5696円及び同日の翌日以降支払済みまでの年5分の割合による利息

2 被告の原告に対する反論等の要旨

- (1) 本件取引は、次のア、イ、ウ及びエの各期間ごとに、4つの別個独立の取引である。各取引で生じた過払金を、その次の取引の貸付金に充当し、一連のものとして引き直し計算することは認められない。

ア 平成4年2月24日から平成4年4月30日までの取引

(以下「第1取引」という。)

イ 平成4年6月8日から平成7年11月10日までの取引

(以下「第2取引」という。)

ウ 平成7年11月10日から平成10年12月21日までの取引

(以下「第3取引」という。)

エ 平成12年12月7日から平成13年10月1日までの取引

(以下「第4取引」という。)

(2) 被告は、民法704条の悪意の受益者には該当しない。

被告は、貸金業法（行為当時のもの。以下同じ。）43条1項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があった。

なお、被告現存利益は、過払元金の一部に留まる。

(3) 仮に被告が悪意の受益者であったとしても、民法704条に基づく利息発生の起算日は、訴状送達の日翌日とすべきである。

(4) 抗弁（消滅時効）

被告は、本件第2回口頭弁論期日（平成23年10月24日）において、本訴提起から10年より前に取引によって発生した過払金について消滅時効を援用する旨の意思表示をした（なお、不当利得返還請求権の消滅時効の起算点は、個々の取引により不当利得が生じた各時点である。）。

少なくとも、第1取引、第2取引及び第3取引において生じた過払金は、時効により消滅している。

第3 裁判所の判断

- 1 甲2及び弁論の全趣旨によると、本件取引がなされたことが認められる。
- 2 関係の証拠及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

(1)ア 平成7年10月13日、原告は、被告に対し、融資希望額を150万円として、不動産担保ローンを申し込んだ（乙2）。

イ 同年11月9日、原告、被告間で、原告を債務者兼根抵当権設定者とし、被担保債権の範囲を金銭消費貸借取引とする根抵当権設定契約と、借入限度額を150万円とする金銭消費貸借基本契約が、それぞれ締結された（乙3-1～3-4、4-1、4-2）。

ウ 同月10日、前記イの金銭消費貸借基本契約に基づき、返済方法を元利均等、利率年19パーセント、返済期間及び回数を平成7年12月15日から平成11年11月15日までの48回とする等の約定で、被告は、原告に対し、150万円を貸し渡した(乙4-1, 4-2)。

エ 平成10年12月21日、原告は、返済により、被告から、前記イの根抵当権設定契約及び金銭消費貸借基本契約に関する証書類の交付を受け、受領した(乙5)。

オ 被告主張の第3取引(甲2の8ページ目)は、初回貸付日及び貸付額、返済方法及び最終弁済日等について、前記アからエの事実経過と整合しており、同取引は、前記ウの約定によるものと認められる。

(2)ア 平成12年12月7日、原告は、金銭消費貸借基本契約書兼告知書(乙6-1, 6-2)及び申込みカード(乙7-1, 7-2)に所要事項を記載し、被告に提出した。また、同日、原告は、被告から、カードの交付を受けた(乙7-2)。

イ 被告主張の第4取引(甲2の7ページ目)は、初回貸付日について、前記アの事実と整合しており、同取引は、前記アの基本契約に基づくものと認められる。

なお、同基本契約は、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付け及び弁済が繰り返される金銭消費貸借取引を予定しており(乙6-1, 6-2)、借入金債務につき利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には、特段の事情がない限り、弁済当時他の借入金債務が存在しなければ同過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含んでいるものと解される。

3(1) 前記2の認定事実を前提にすると、被告主張の第2取引以前の取引、第3取引及び第4取引は、それぞれ異なる基本契約に基づく取引であると認定ないし推認することができる。

- (2) ところで、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過利息部分を元本に充当すると過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後に、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。

ただし、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さや、これに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、前記合意が存在するものと解される。

- (3) 前記(2)の理は、被告主張の第2取引以前の取引、第3取引、第4取引の各相互間においても妥当すると解されるが、第2取引以前の取引と第3取引との関係はさておき、本件全証拠によっても、第2取引以前の取引と第4取引とを、又は第3取引と第4取引とを、それぞれ事実上1個の連続した貸付取引であると評価できるだけの事情を認めることはできない。

- (4) そうすると、少なくとも、第3取引以前の取引により発生した過払金を、第4取引で生じた債務に充当する旨の合意が存在するものと解することは

できないから、第3取引以前の取引に係る過払金は、第4取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。

よって、少なくとも第3取引以前の取引と第4取引とは分断され、別個の取引として把握するのが相当である。したがって、本件取引を利息制限法所定の利率により引き直して計算する場合、少なくとも第3取引以前の取引と第4取引とを通算して計算することはできず、両者は各別に計算すべきことになる。

- (5) 以上の認定説示を前提にすると、最終取引日が平成10年12月21日である第3取引を含むそれ以前の取引について原告に過払金が発生していたとしても、同過払金債権は、被告による消滅時効の援用により消滅したことは明らかである（被告が、本件第2回口頭弁論期日（平成23年10月24日）において、本訴提起から10年より前に取引によって発生した過払金について消滅時効を援用する旨の意思表示をしたこと、本訴提起が平成23年8月1日であることは、一件記録上明らかである。）。

そうすると、本件不当利得返還請求のうち、第3取引以前の取引に基づく部分については、その余の点について判断するまでもなく理由がないことに帰する。

- 4 貸金業者が制限超過利息を債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される。

本件では、被告は、貸金業法43条1項の適用があること及び制限超過利息を受領した各時点における貸金業法43条1項の適用があるとの認識の存在について何ら立証をしておらず、前記特段の事情を論ずる余地はないから、

被告が前記悪意の受益者であるとの推定を覆すことはできない。

なお、被告は悪意の受益者と推定されるから、現存利益が過払元金の一部に留まるとする被告の主張はその前提を欠き、失当である。

- 5 以上の認定説示を前提に、第4取引を利息制限法所定の利率により引き直して計算すると、最終取引日である平成13年10月1日の50万7259円の弁済により第4取引の中で初めて過払金が発生し、その額は3万7652円と認められる（金額は、被告もその準備書面において認めている。）。

なお、金銭消費貸借の借主が利息制限法所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生のおきから同条前段所定の利息を支払わなければならない。第4取引についてもこれが妥当することは、最高裁の判例に照らし明らかである。

第4 まとめ

以上の認定説示を前提にすると、原告の請求は主文の限度で理由がある。

なお、仮執行免脱宣言の申立ては相当でないから却下する。

防府簡易裁判所

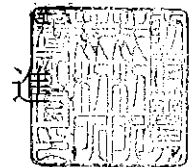
裁 判 官 西 岡 雅 和

こ れ は 正 本 で あ る 。

平 成 2 4 年 3 月 5 日

防 府 簡 易 裁 判 所

裁 判 所 書 記 官 棚 田



進